大阪の 部落史

が問屋として摂津・河内・

和泉·播

を牛にひかせ、

そのときの牛を拝領

国天王寺牛市があり、

石橋孫右衛門

西日

本の牛の

流通

の中

心に、

摂

津



役割を担っていた。

生きた労働手段として貴

重

農家には

家族同然に暮らす牛や馬

響をうけて、

伝統的な日

本農業も大

た高度経済成長の急速な工業化の影

お

よそ三〇年ほど前

から本格化

きな変貌を余儀なくされた。

その頃

発行 大阪の部落史委員会

大阪市浪速区久保吉1-6-12 TEL 06-568-3072 FAX 06-568-0714

記 事

視点~石橋孫右衛門と牛流通システム	(1)
~「部落の歴史」からみた明治・	大正の
文化	(3)
史料紹介~非人番と薗坊の「宗門帳」	(6)
新聞記事と部落①	(8)

視

点

石

橋

孫

右

衛

門

と牛

流

通シ

、ステ

L

『石橋家文書―摂津国天王寺牛市史料』から―

酒井

(天理大学

馬数の 七二 であろう。 7 牛多馬少」とあり、 を指摘している。 会』には、 いる画 本と西日本とで異なっていること .師寺島良安が著した『和漢三才図 れていた。 をともなう多様なシステムが形成 牛馬耕は、 網野善彦氏らによって提唱され (明治五) 分布でも明確に認められ 改 「大抵関東馬多牛少、 的な日本史像批判とかか めて注目に値する問題点 江戸時代に普及し、 一八世紀初めに大坂の 年調査の旧国 この特徴は、 牛馬の分布 別の牛 関西 が東 近 八 そ

> 藤本篤氏によって翻刻・公刊された。 点をも紹介している。 開 牛市が一八六九 年出版の 大阪市史編纂所に寄贈され、 橋家文書が、 久しく確認されない 蔵文書によって牛市に触れ、 の当主孫右衛門からの聞き取りと所 7 いた。 かれていたとし、 0 『東成郡誌』 匹 カ 国の牛取引を一 『大阪府全志』 九二二 幸いにも戦災を免れて は、 (明治二) 年頃まで (大正 自家の古文書五 天王寺逢阪 ままにあった石 しかしその 巻之二も、 手に掌握 今回、 ま 年刊 た同 在住

禁制 判物 年の天王寺牛町に対する小出秀政 う博労からの口銭・国郡単位の博労 吉家臣 す宝暦二 の交替ごとに与えられた営業認可 由緒 組織と人名など、 掲載史料は一二三点に及び、 (文書 5、 なお、 0 孫右衛門の支配の拡大を示 納冥加銀 小出秀政に始まり幕領代官 (一七五二) 天正一二 以下番号のみ記す ・牛取引にとも 興味深い内容で 年の国触 <u>二</u>五 八四 牛市 • 秀 0

> 村では、 月なので疑わし 閣文庫本、文献出版刊、 判物 41 磨などからの登り牛の の郡代といい伝えるとしている であった尼崎藩戸 の説明を伝え、 神戸村に書き替えられたという村方 は 橋余筆』に載録されていて、 文書大字典』 に釈文・解説とともに公表されてい たという。 、田云々の説明は尼崎入部が同年 下札 村上孫左衛門の上部村年寄中宛 写真は早く浅井潤子・藤本篤 また元和三(一六一七)年二月 $\widehat{\underline{10}}$ 延享元 によると、 は、 があって、 (柏書房·一九八七年) 大田覃 孫左衛門は当時領 67 (一七四四 田播磨守 以前 ちなみに、 上部村がの 頭数を改めて 一九九五年)。 (南畝) は 備前。 (左門) 年の文 そこに 神戸 内

二年) 用して、 録 州の史料 藤本氏は、 H 「摂津天王寺牛市と文書・記 本歴史』 (貝塚市の要家文書) 石橋家文書を軸 五二五号、 区 を活 泉

さて、 論点に触れてみたい。

子が四天王寺を建立したときに材木 石橋家と牛取引の関係は、 をまとめている。 本書から 知りうる * 聖 徳

筆という恵比須の神影を祭っている 子講に結集するように、聖徳太子直 牛博労が組織した戎講で、 その分家筋であった。興味深いのは 川といい、天王寺村の庄屋井川氏は 王寺創建時にあった井川坊に因る井 の虎石の石橋に由来し、 側に掛かっていた斑 して牛飼場に囲 守護神として例えば大工職人が太 特権のしるしとしていることで たと伝える。 病牛治療の針を所有してい これがのち牛町 石橋姓は居宅西 (まだら) 本来は四 同業組

国筋の牛の供給地と摂河泉播地方と 七四一)年に訴訟を生じて、同1 年に代官から仮証印を与えられ再開 その線にそって孫右衛門の権限強化 システムが再編されたと思われる。 あるが、寛保二年以後新規に牛流涌 で比較的自由に行われていたようで た (15・16)。この間、 に冥加金を上納して改めて認知され ばらく中絶し、享保一〇(一七二五) (一七六九) れたが、これをめぐって寛保元(一 近世初頭からの孫右衛門の牛取引 宝曆二 (一七五二) 寛文一二 (一六七二) 年 -の国触によって進 牛の流通は西 年と明和六 年以後し

> 研究』第一号、一九五四年)。 触を出させたと思われるが、翌七年 扱っていた泉州南・日根郡の一一二 泉州村々からの反撃を招いている 回復をめざしてさきの明和六年 売を実現していた。 して孫右衛門支配をしりぞけて、直 カ村は、 づけられた。 をあげており、在方博労はこの年か 稿 よばれた商人が宝暦二年に牛問 古市郡駒ヶ谷村では、 方との対立が次第に醸成されてく 44 右衛門の「組頭」に変更されて (鷲見等曜「泉州の牛公事」 『近世史 に直面していた孫右衛門は、 孫衛門に口銭を納めることを義務 -2、3、一九六一年)、反対の声 「近世畿内農業と牛流通」『史林』 在方にある牛市、 かし自由な牛の購入をはかる村 宝暦七年に「国訴」を展開 また但馬の牝牛を取り 当時牛市の不繁 かつて問屋と 例えば河内国 再 の国 他 度

本書に「参考」としてつけられた 本書に「参考」としてつけられた 『操縦類聚抄本』は、この一件をめ
「神経類聚抄本』は、この一件をめ
「神経類聚抄本』は、この一件をめ
に那村々に孫右衛門からの自由を認
めたものである(ちなみに引用では、
めたものである(ちなみに引用では、
の注釈もなく泉州が摂州となって
いる)。しかし孫右衛門は次第に摂河
は、この一件をめ
は、この一件をめ
に持づいった
は、この一件をめ
は、この一件をめ
に持づいった
は、この一件をめ
に持づいる。
は、この一件をめ
に持づいる。
に持づ

学政策に沿ったものであろう。
 業政策に沿ったものであろう。

業政策に沿ったものであろう。
業政策に沿ったものであろう。

生売買にともなう口銭が、村ごとに一定にされることは、牛問屋としての収入を安定・固定化することでで孫右衛門に納入するもので、生産で孫右衛門に納入するもので、生産で孫右衛門に納入するもので、生産れた。この点は今回の史料で明らわれた。この点は今回の史料で明らわれた。この点は今回の史料で明らかになった。

*

八部郡兵庫組二三名のうち八名が皮 あるのは、 前を確認できる。 村支配芝村皮多」として一三名の名 とである。年不詳ながら(四)、摂津 くの皮多が牛の目利に従事し、商い をする博労とともに活動しているこ (他に惣代三名) 郡小路組 行所だったからである。 武庫郡の博労仲間西宮組の三〇名 さらに注目すべきことは、 芝村が同じ旗本青山氏の 二九名のうち一四名が、 のなかに「上大市 「上大市村支配」と 同じく菟 実に多

多身分の博労であった。従来の牛流通史は、博労の村名や人名は明らかにしてきたが、その中に皮多の多様な活動のあることが示されたことは

平人の仲買・博労のように、牛に絹 皮多博労の存在は、 けていた。それにしても摂津西部 藁おもがい・裸牛でという差別を受 査を必要としているようである。 紐)で飾り立てることは認められず、 からくつわにかけて飾りにする組 る。もっとも牛を牽いて行くとき、 の取引の規模を想像させるものが それまでの牛売買の口銭銀二二二匁 であったのである。 療に当たる 村はもちろん近村からも頼まれて治 気之節療治等能いたし候者」で、自 右衛門に上納しようとしていた。 に牛の健康や質を評価できる「目利」 97) が教えてくれる。 播州加西郡野田皮多吉兵衛の文化九 (一頭二匁として一一一頭分) (一八一二)年、同一四年の史料(96) を着せ、 その活動の背景はなにか。 あかね色のおもがい 牛医 当時、 改めて実態の 的存在で、 かれは 吉兵衛は それは を孫 「牛病

村福井家文書の『一札』」をまとめて九六年)、茨木芳子氏が「能勢町下田幸いに、既に本通信第4号(一九

つて鷲見氏・藤本氏や私らが明らか

供している。 いて、 各地での研究の手がかりを提

氏の『近世の都市社会史』(青木書店、 塚田孝氏によって示され、 はこのような問題にも介在していた ことが明らかにされたが、皮多博労 次第に皮革の流通の規模の大きさが 要なものと指摘されていた。 みに注目され、 と想像される。 相論で、 九九六年)で播州明石郡の皮多間 いままで皮多村の斃牛馬処理がと 病牛馬の取引きがあった 村の生産を支える重 さらに同 しかし

もとにあった村々との対抗関係 業を生み出していることに今さらな えてくれる。 や売買牛の頭数など多くのことを教 がら感心させられる。本書は、この 通上の変化をともなっていることな 摂河泉と大和と土質の違いが牛の流 りに驚かされる。そして畿内でも、 事する牛たちの経済的背景のひろが 域的なものであり、畿内で耕作に従 美作・因幡や丹波などから始まる広 か、牛取引の地域組織、 牛の流通が、西国の備前・備中・ 摂河泉播からさらに大和に結びつ 長年にわたる農業技術の経験と 近世の牛をめぐる地域的分 一方で孫右衛門支配の 博労の数

> った事実がさらに浮かび上がってく 史を組み立てると、 にした)を導入して天王寺牛市の歴 従来知られなか

少なからずあり、 についても正確を期してほしい点が 注記も徹底してい

> ない 0 が惜しま れる。

編集:大阪市史編纂所

定価:一八〇〇円 体裁:A5判一四

一六頁

発行:大阪市史料調査会九七年六月刊 大阪市西区北堀江四丁目三—二 大阪市立中央図書館内

〇六一五三九一三三三三

視

点

(12)

部落の 歴史」 からみ た明

治

•

大正

の文化

-芸能を中心に

中島

智枝子

(部落解放研究所近現代史部会)

部落の歴史の 取 組

る。 うなことが記述されているかについ 大正期の文化―芸能についてどのよ 多くの「部落の歴史」が編まれてい 取組みは、 て見てみることとする。 いる「部落の歴史」の中に、 分たちの部落の歴史を明らかにする 大阪府下の多くの被差別部落で自 そこで、各地区から刊行されて 一九七〇年代から始まり 明治、

部落の歴史が編まれている地区は三 である。大阪府下四七地区のうち、 会事務局に収集された「部落の歴史」 今回見たのは、大阪の部落史委員

地域では五地区について見ることが

史が掘り起こされる中で、それぞれ

九八〇年代に入って、

各部落の歴

る。このような中にあって、「しかし、

るが浮かび上がってきた。」と福原氏

の部落の生活の実相が断片的ではあ

の指摘もある通り、

各部落における

ることができなかった。河内地域で 摂地域では、六地区では刊行されて 業の取組みが行われている。 は一地区を除き残りの九地区、 いるものの、 分たちの部落の歴史を掘り起こす作 三月に刊行されているが、 一二地区全てで編纂されている。 に見てみると、大阪市内の部落では 下全体の三分の二を越える部落で自 の三地区を含めて三四地区、大阪府 査では見ることができなかった。こ 下瓦屋地区については今年五月、 「地区あった。 一〇地区については見 浪速地区、 今回の調 鶴原東 地域的 北 司

できた。北摂地域での取組みが際立

って少ないことがわかる。 明治・大正期と各部落の歴史

研究は、 このことはすでに、福原宏幸氏が「水 いる。 くつかの研究はあるが、「生活実態の 多くない。」、 平社創立以前の仕事と生活」(『新修 びに聞き取りが中心となっている。 と生活の実態に関する研究は決して 差別部落民 刊)の中で 大阪の部落史』下巻所収一九九六年 大正期については「部落台帳」なら が少なく、仕事、生活等については、 運動が共通して記述の中心となって に大阪府救済課によって作成された 近代については解放令、一九一八年 る「部落の歴史」についてであるが、 「部落台帳」、米騒動、 ない。」といわれている通りであ それぞれの部落から刊行されてい 各部落とも明治期を知る史料 資料的制約も大きく進んで (以下、 「明治・大正期大阪の被 部落産業についてはい 部落民) そして水平社 の仕事

ことを教えてくれる。
ことを教えてくれる。
ことを教えてくれる。

てみたい。
そこで、明治、大正期の文化につ

浪芸」である。 らは門付け芸として部落の人たちに 日では、 よって担われていた芸能であり、 る仕事が取り上げられている。 れらの生業の一つとして猿廻し、 生業でした」と述べられている。 らしと生業』(一九九四年、阿吽 なくなり、 持できるが、 むとたちまちにして仕事そのものが く状態におちいってしまう。 「ふだんはなんとかそれで生計が維 『近代に生きる人びと―部落の暮 漫才、 部落の人々の仕事について、 大道芸はのきなみ衰微してい まさに 漫才を除き、「猿芸だけでは 法界屋という芸能に関わ 食べるものにさえことか いったん不況におちこ 「消えゆく大道芸・放 社刊) それ

三 門付け、漫才の芸人等

前近代にあっては庶民を楽しませ

二(昭和七)年、エンタツ・アチャココ な位置を占めるようになった。 と改称し、以後大衆芸能の中に大き までの古めかしい「万歳」を「漫才」 ンビの登場を機に吉本興業が、 野誠一『女興行師吉本せい』)。一九三 ため、「落語より一段低く見られてい 歴史が長かったことも影響している」 けといったかたちの放浪芸としての 祝のための民俗芸能」であり、 れていた。 表する大衆芸能であるが、 というのも、 落とすことができないと考えられる。 明らかにすることが、 でどのように展開したのだろうか。 それらの芸能が日本の近代社会の中 た」芸能であったといわれている(矢 治・大正期は「万歳」として演じら この点につき大阪での歴史的経過を って担われていた芸能が多数ある。 てくれた芸能の中には、 中で明治期の文化を考えるとき見 そして、その起源は 漫才といえば大阪を代 大阪の部落史 諸賤民によ 漫才は明 「門付 それ 奉

落の歴史」を見てみた。れ部落と芸能との関係について、「部このような問題関心から、ともあ

その村へさいてよう行ったな。はじられる。貝塚地区での門付けは、「よ村の歴史と生活』(一九八二年)に見村の歴史と生活』(一九八二年)に見

て来る寝屋川地区では

「明治のなか

た時期でもある。

大阪における浪曲

る。 樫井地区については詳しいことはわ 呼ばれていたという(大阪市教育研 からない。 で続いていたこと、男女(夫婦)一 れているのはこの二地区だけであ の歴史」『教育研究紀要』第 究所「大阪における近世被差別部落 樫井地区では「ハイヤドウドウ」と 同じ泉南郡の樫井地区でも見られ、 られている。 婿さんうとて嫁さん踊ったり。 う意味でな。」、「正月になったらな、 一九七七年)。門付けについて触れら まうれしかったよ。……戦争前まで。 ないしや。……餅をもろた時はほん ろたらええし、 や。……餅をようもろたけどな。 それを見て覚えていくわけや。 めな、和歌山からこの村へ来たんや。 ″厄払いしましょう″ いうていくん で演じられていたことがわかる。 貝塚地区では門付け芸が戦前ま この門付けについては もらわんでもしゃあ 一四九号、 。」と語 厄払

たものなのだろうか。

「部落の歴史」の中で一番早く出て触れられているのは、寝屋川、住て触れられているのは、寝屋川、住で触れられているのは、寝屋川、住で触れられているのは、寝屋川、住でがまする盛り場、和泉を除き、これらの部で、芸人についてがあれているの歴史」の中で、芸人についてがある。

同様、他の地域から学んで身に付けばころから、植木・行商・放浪芸といった雑業に従事する人々が多くなります。」(『今、翔くとき―被差別部落駒池のあゆみ―』] 九八八年)とある。どのような放浪芸であったのからあったものと考えた方がよいのからあったものと考えた方がよいのからあったものと考えた方がよいのかもしれない。あるいは、貝塚地区ばころから、植木・行商・放浪芸とがったものと考えた方がよいのからあったものと考えた方がよいの時期に新たに起こったというよりか、むしろ、植木・行商・放浪芸といった対域がある。

どのような経緯で浪曲師に入門する 丁度この頃、 に至ったのかは書かれていないが、 浪の説教師」といわれた逵田良善が たたかいに学ぶ』一九八三年)。「放 いる(『吾等の叫び―南王子水平社の にない手の一人でした」と評されて 落が生んだ、大衆芸能・仏教説話の しかったといいます。差別された部 宗宣伝の浪花節講演を行っている。 後半に浪曲師宮川曲丸に入門してお 「目は不自由でしたが、 で演じられ、 和泉地区では逵田良善が明治時代 大道芸と蔑まれていた浪曲が寄 浄土真宗の僧侶となって真 桃中軒雲右衛門が登場 多くの聴衆を魅了し 声は素晴ら

(12)

の変遷について、逵田良善を含めさ

もう一人の人は行ってないのは北海 彼らは実入の良いところへと移って ぎだけに「我がこれで飯くわんなら か、 ら、じきに覚えた、少々のもんは」。 んということ頭においてあったか に受けなければ金にならない芸人稼 ていく場合もある。客を喜ばし、 の芸は師匠につき修業する場合もあ 成されていたこと、しかも、 考えられる。 時代は一九二〇年代から三〇年代と 身を立てていた人が、かなり居まし れています。出口にも、芸人として が経済的に苦しくなった明治の末 歴史は決して古いものではなく生活 別部落には、 のように記されている。「各地の被差 れということから、この二人の芸人 ている。一九一〇年、一九一六年生 立てていた二人の聞き取りが記され 八年)と書かれ、芸人として生計を た。」(『住吉のくらしと仕事』一九八 ていた人も少なくありません。 たよ。吉本も花月もいろいろ。」、 き、一人の人は、「難波来て難波に 住吉地区では 大正の始めごろからだと考えら 仲間同士で教え合い身に付け 三味線と唄と踊りで構 芸人として生計を立て 「芸人」について次 これら その

> 多数いたことが語られている。 と、カ州ぐらいで、稼いでは次の所 に行き、また稼ぐというその頃の芸 大家業は、我が一人でいこ思たら無 理。部落の人、多ましたね。ほんま に一〇人おったら、八人まで部落の 人、多ましたわ」と、部落の人々が

人オモ宿泊セシムヘカラス」とある。 ヲ得ズシテ乞食又ハ遊芸稼人其他何 会の規約の中に、「二〇、役員ノ承諾 正二)年結成された改善団体の啓振 の付合も頻繁に行われたのだろう を楽しんだという。住民達と芸人と 芸や、安来節、 らが部落に帰って来る度に彼らの演 演劇 う。このような中から旅廻りの大衆 ということで芸人稼ぎに出たとい か。日之出地区では、一九一三(大 る。しかも、 ともあれ、 流しカリカリ屋になって出るもの」。 夜になると法界屋や尺八・三味線の 漫才などの一座をくむ本格的なもの くの芸人稼ぎが出ました。安来節や から、昼間は行商や町工場で働いて、 が記されている。日之出地区では「多 でもこの時期に芸人であった人の話 住吉地区同樣、飛鳥、日之出地区 一座の高砂屋松月一座が出てい 「少しでも、銭になったら 日之出地区の人々は彼 出雲の銭太鼓や漫才

い日之出に多い」という。 地区の風紀はじめ教育、衛生の改善を目的とする啓振会が規約にこのようなことを取り決めたということかうなことを取り決めたということかさらに、飛鳥地区の人の聞き取りでは、飛鳥では「ながしはあまり少なは、飛鳥では「ながしはあまり少ない日之出に多い」という。

た。」ということだ。 三〇分の長さやから、 や玉八」が芸名であった。「このへん そして、多くの漫才師達のことが語 歌うとうて、ダレがこんようにする。 きかないとできない。言葉いって、 自分で考える。よっぽど頭の回転が 金をだして買う。当時はむずかしい ネタをつくる人があり、三万円とか ころの漫才師の苦労について、「今は でラジオ放送は私がはじめて」。その がきっかけですわ………」。「ちとせ は、「でてみたのが国光の前の吉川館 られている。一九〇五年生れの女性 長持ち唄を雇われて歌いに出た人、 いた人、安来節を歌う人、声が良く 画上映の前座にバイオリンを弾いて によると、 人の女性の聞き取りが記されている た一九〇五年、一九一三年生れの二 (『飛鳥の歴史』一九九三年)。 一方、飛鳥地区でも芸人をしてい 法界屋をしていた人、映 「差別やなんか たいへんやっ それ

なかった。……同僚で"だれそれ知の人と同じ"で"同じところですか"の人と同じ"で"同じところですか"をなった時、あの人のこと"あんたとなった時、あの人のこと"あんたで活躍する部落の人々が多くいたことが語られている。

日之出、飛鳥地区での聞き取りで日之出、飛鳥地区での聞き取りでいること昭和前半の時期と考えられるが、部落からも多く期と考えられるが、部落からも多くがあるが、のでは、では、では、いるに関して、のでは、いることがわかる。

今後の課題

几

が必要であるといえる。 じめ漫才等の大衆演芸に関わって たことがわかった。今後の課題とし て、被差別部落の人々が門付け芸は き取りで語られていることを通 えるのかについてまとめて見た。 歴史」を通してどのようなことが えず芸能との関係について「部落 治・大正期の文化について、 大阪の部落史として取り上げる明 もっと掘り下げてみていくこと 明治・大正期の大衆娯楽 浪花節、 漫才、 見せ物等につい とりあ 聞

史料紹介

非人番と薗坊の「宗門帳」

高槻・服部区有文書より

富井、康夫(高槻市行政史料専門員)

 $\widehat{\mathbb{D}}$

最近発刊された『高槻市史史料目 最第十九号』(非売品)の内容は、旧 なれていた近世文書と近代以降の役 されていた近世文書と近代以降の役 ら「服部区有文書」と呼ばれている) であるが、そこには注目すべき史料目 が記載されている。

門帳であった。 読めるので、 にカナ表記はないが、「おんぼう」と 佐太役所あて」とあり、 ろう。すなわちこれは「隠亡」の宗 九年二月 VI 一三 (一八三〇) 年まで、 わゆる「隠亡」身分と考えてよか かないが計七冊を数える。 分類項目「戸口」の冒頭に、 文化九 (一八一二) 服部村西株薗坊宗旨改帳 在村聖職身分としての 年から文政 同種のもの 連年とは 「薗坊」 「文化

これは文化九年から一八七一(明治両株所属の「非人番」の宗門帳が、服部区有文書にはこのほか、東西

いる。 四)年にいたる計五四冊が残存して

政一三年を境に消滅する)。 同封されている(薗坊の宗門帳は文 ての「人数目録一通」が東株の袋に 薗坊帳各一冊」 条目帳一冊、 たもので、その構成は、東株では「御 株ごとにきっちり袋詰めにしてあっ 宗門帳は、 人番帳各一冊」、 픮 摂津国島上郡服部村のこの時期の 本帳一冊、 本帳も含めて一式文書が 本帳三冊、 で、 西株では「御条目帳 出人帳·非人番帳 別に両株合わせ 出人帳·非

度的」 別の分冊で、 のことがこの時期のこの村では がともに別帳記載の扱いであり、 稀であり、ランダムに散失している。 てこれらの簿冊は袋ごと揃う年度は ともに書き出したものである。 の増減のうち減員のみをその理由と であっただけのこと、出人帳は村民 かしこれによって、非人番・薗坊 本帳が分冊になっているのは宗旨 であったことが分かる。 西株ではたまたま一宗 そし 制 2

> ない。 ており、 寄とも両株ごとにおのおの配置され とはいい難い。 株の戸口的均衡や出入作等を考慮し 地縁的隣接は認められるものの、 属しているので、宮之川原と塚脇の 株としたようであるが、後者三垣内 株、西之川原・宮之川原・塚脇を西 内五垣内のうち、大蔵司・浦堂は東 は村内の地理的位置を反映している と推測する他はない。「東西」の呼称 た基本的には属人的株分けであろう の住人の一部は東株にも分割されて 今の所、考察が進んでいない。 二(一六七四)年の名寄帳では、 服部村での東株・西株の分け方は 入れ替わったりすることは 村役人は、 庄屋·年 延宝 両

服部村についての概説は小稿では後の解明を待たねばならない。全体として村抱えであることは理解できるとして、その偏重の意味は今かにあるとして、その偏重の意味は今の解明を待たねばならない。非

であり、美濃・加納藩永井領。 大村であり、美濃・加納藩永井領。 大村であり、美濃・加納藩永井領。 大村であり、美濃・加納藩永井領。 大村であり、美濃・加納藩永井領。 大村であり、英田郡守口村の中にあり、尚庸の父尚政の故地。加納藩は た太は河内・茨田郡守口村の中にあり、尚庸の父尚政の故地。加納藩は ここに摂河支配の代官を置いていた のである。

 \equiv

ある。 的関係での苗字の使用慣行を思わせ 先を含む構成員の異動の記録、 出生・死亡・養子・家出など、 がある。 宗旨の他、 る当主名前の「某」の頭付、 族構成員全員の名前 この両種の宗門帳の表記には、 すなわち①生国の記載、 共通するいくつかの特徴 年齢・ 続柄 ③私 元 (2)

て、史料紹介の責をふさぎたい。を、これらの指標から二、三抽出して有効と思われる家族関係の事実いが、ここでは両身分の考察についいが、ここでは両身分の考察についいが、ここでは両身分の考察についる。

[養子縁組]

不安定さが指摘できる。

をもっていたが、この年さらに島下文化九年、薗坊Aはすでに養女a

(12)

うで、 おり、 たが、 の一家族七人が入村している。 くAが死亡するとこれも帰郷したよ 郡郡村から養女bを迎えるがまもな 年不縁となり帰郷、 ら養子を迎えている。 から浄土宗に改宗させての縁組だっ 郡粟生村から養子を迎えた。 -の帳面には娘・息子とも消滅して 文政一〇年には田井村からB 九年後の文政五 替って山城・久世郡田井村か 次の年には島下 しかし彼は翌 二八二

Bの叔母は服部村の生まれで、大 塚・阿波座解船町に嫁いでいたが不 縁となって帰村していた。この叔母 をAとの関係は記載がないが、田井 村から養子を迎えていることから、 村から養子を迎えていることから、 兄妹であった可能性がある。Aが養 な二人を迎えた郡村も、縁故の地で あったかもしれない。

語るものでもあろうか。
おおいな経営的な状況を物が消滅することとも関連して、このが消滅することとも関連して、このが消滅することとも関連して、このはないがが減することとも関連して、このは対して、の時期のこうした養子縁組の不

は次のようにある。

ため再び村を出る時の人別送り状に

「家出」

記録がある。 東株非人番には、興味深い家出の

番X家に、丹波・天田郡一の宮村非文政六(一八二三)年八月、非人

主の兄) て一八年後の弘化四(一八四七)年 された形跡はない。 も同様であろうが、ここでは届け出 するのが通例である。 を乞い、奉行所は触書を近隣に廻達 では町役人が奉行所に届け出て探索 ったに違いない。本来家出は、 大所帯ではXは隠居の状態ではなか のである。長男は未婚、 はX自身も跡を追うように家出する うに「家出」する。さらに三年後に の長男が家督を継ぐと、 歳)。彼は、三年後の同九年五月、X 人番に養子としていっていたY [月に明らかになる。 が不縁で帰ってきた その意味はやが これは村方で 呼応するよ 一家八人の 町方 (当

翌年島下郡郡山村非人番方へ入家のれた子ども二人をつれて。とんだ「父帰る」だが、彼がそのとんだ「父帰る」だが、彼がそのとれた子ども二人をつれて。

(以下略)」 共御村方非人番○○方江入家仕侯 去未ノ四月ニ帰村仕居候処、此度 去未ノ四月ニ帰村仕居候処、此度

共同体にも「他稼」と認識されてい要するに彼の家出は、家族にも村

いえよう。 支配でもこのことを容認していたと たのである。「勝手"付」というのは、

Xの場合、稼ぎ先で子をなしたと いうのは穏やかではなく、不倫の家 庭騒動から端を発した事態とも思わ 務を渡し、自らは他村の非人番とし で出稼ぎの場を求めて家計を助け、 で出稼ぎの場を求めて家計を助け、 で出稼ぎの場を求めて家計を助け、 で出稼ぎの場を求めて家計を助け、 で出稼ぎの場を求めて家計を助け、 で出稼ぎの場を求めて家計を助け、 で出稼ぎの場を求めて家計を助け、 であり、先のYの家出に違いな 村承知の人減らしの家出に違いな 村承知の人減らしの家出に違いな 村承知の人減らしの家出に違いな

五九)年に不縁になって帰村してい子三人の内、上の子は安政六(一八子にみみに、郡山村に引っ越した父

のごとくである。

[養子・婚姻と身分]

非人番では、同一身分相互の養子・婚姻が、この宗門帳でも圧倒的な件数で確認され、彼らの身分が、な件数で確認され、彼らの身分が、なのなりが、この宗門帳でも圧倒的が、ないる。

株非人番に、養子元に一例、嫁入りままを写したのかもしれないが、西(嫁取り先)とあるのは人別送りの例外として東株に「広瀬村番人」

ないが、この点の調査も今後の課題的な省略や改竄は許されない。とすれば百姓身分との間の異動という他れば百姓身分との間の異動記載は送り状にがある。村民の異動記載は送り状にがある。村民の異動記載のないもの

等の身分呼称も記載されていない。かないが、そこには実家の表記に何かないが、そこには実家の表記に何

であろう。

[当主名の頭付]

ま(筆頭者)の名前に、男女とも 「某」という頭付がある。たとえば 「某」という頭付がある。たとえば がある。たとえば

これは、公の苗字をもたない身分であることの表示かと思われるが、であることの表示かと思われるが、るが、薗坊には全く記載を欠くのである。この相違の意味も今後の問題ある。この相違の意味も今後の問題である。

\equiv

ない。ここでは取り敢えず宗門帳に中の事件関連の記載が若干あるが、中の事件関連の記載が若干あるが、中の事件関連の記載が若干あるが、

見られる事実だけを紹介した。 他の史料は全く見当たらない。 薗坊

槻市に関連する歴史史料・文書史料

たとも述べている。ところで同会は、 教徒が多いのでこういう組織ができ

○爾後、

なりし。 を開き、

然るに右の発起人の中に 入会者も追々増加せし由 毎日演説・講談等の例会

も政治家と仏教信徒の二種あり 特に政治に関する談話をなす

があり、 介だけにとどめた。 考えると、この度は地域の史実の紹 うレベルを超えている。一方、 的な地域や時期で全体をとやかく言 造や支配組織の研究でかなりの進展 かりといっていい。そうした事情を 現在、 「隠亡」研究は殆ど緒に着いたば それは、 非人番については、 我々のような限定 、その構 大坂

私個人の地域 高槻市域に所在し、 (高槻市) あるいは高 での職務

> 制約を乗り越えた、 切なのである。そこでは保存場所の みと啓発が必要になってくる。 政体おしなべての史料保存の取り組 らこそいかなる地域の史料保存も大 出てくるものでは決してない。 いえば、それは被差別地区からだけ 、保存と利用を進めることである。 被差別身分に関する史料について 個人。機関。行

> > て、

ものあるより、

頑固なる仏教信徒

てば、 我々の史料保存の努力が、少しで 『大阪の部落史』編纂のお役に立 望外の喜びである。

新聞報道と部落①

乃 浜町の公道会

里上龍平 (大阪の部落史委員会事務局)

> や否(一八八八年一二月三日) し由なれども、果して行はれたる

創

刊につながっていく。

関係記事の収集にあたっている。 治の『大阪毎日新聞』 現 在、 『大阪毎日新聞』(以下、『大 大阪の部落史委員会は、 から部落問題 明

ことが一八八八年の ともいうべき言論機関を失い、その 阪毎日』) 自由主義政論新聞であったが、 によって大阪の民権派はその拠点 七(明治二〇) (藤田組創業者)らに移った。こ の前身『大阪日報』は当初 経営の実権は藤田伝三 年一〇月に不偏不 『東雲新聞』 八

> 拡張して外教 鑑ら二〇余名の賛成をえて、仏教を 大阪に来ていた中江兆民や、河合正 会を組織したことを報じている。 西成郡西浜町の有志が発起して公道 0 保安条例で東京を退去させられ、 すなわち同会は、 日』は「公道会」という見出しで、 一八八八年一二月三日付の (=キリスト教)の侵 当時一八八七年

ている(「西浜町の平等説 を行っていることを次のように報じ 後 と疑問視している。 の一八八九年七月六日付の『大阪 公道会のその後について、七ヵ月 公道会が活発な政治運動

四一七戸、人口五〇四四人であった。 ちなみに、当時の西浜町は戸数一 る人々に反対して競争を為し終に 立ち働き、土俗に門閥派ともいへ に町長選挙の折などは頗る活発に みならず、先ごろの町会議員並び ○公道会は宗教上の運動をなすの

入を防ぐことを目的に組織されたと

いう。同紙はつづけて、

西浜町に仏

六日 ち消され、 きに至れりとぞ(一八八九年七月 かりありしも、 同処には一時洋教の信者五十名ば 四十六万余名にも及ぼさんとて、 打ち勝ちし有様なり。現会員四百 余名ありて追々に募集し終に全国 の懇親会を開くべき筈なるが、 今は一人も信者の跡な 公道会の為めに打

府に行ったことに始まる。 である阪上善兵衛と森清五郎、 きがおこったのは(同紙は「平等説 吉次郎の三名が権利回復の建白を政 治二年頃に、大塩平八郎の莫逆の友 の起りし由来」と表現している)、明 そもそも、 西浜町にこのような動

よし。尤も中江氏(兆民)は最初

より該会員に呉々諭誠する所あり

り、昨今或人が仲裁に立入り頻り とて、近頃退会を申出る者あるよ 関に利用せられては不都合なれば は我々が信ずる仏教を政治家の機

に仏教信徒に就き説教を試み居る

教育熱心であるという。 学・専門学校在学者八名をかぞえ、 また、小学生三〇〇余名、東京の大 弱きを助ける気風がいまだに強く、 同町では富者が貧者を救い、 えた。その影響が後代にも伝わり、 に勝れ、地元の人に大きな感化を与 伝記などはないが、学問があり見識 この阪上善兵衛は、 部落出身者で 強きが

ゆゑ、 とぞ」と評している。 人に軽視せられざる様熱心に力むる 同紙はこのことについて、「常に他 末頼母しく思い遣らるゝ有様